

2024（令和6）年度広島県NIE推進協議会役員

（敬称略）

役員

会 長	広島大学名誉教授	朝倉 淳
副会長	広島県連合小学校長会会長（代理） （府中町立府中北小学校長）	宮里 洋司
	広島県公立中学校長会会長（代理） （安芸高田市立高宮中学校長）	出張 幸雄
	広島県公立高等学校長協会代表 （広島県立広島観音高等学校長）	久保 薫
	広島県私立中学高等学校協会校長会代表 （広島女学院中学高等学校長）	渡辺 信一
	広島県教育委員会学びの变革推進部義務教育指導課課長	松尾 真理
	広島市教育委員会学校教育部指導第二課課長	長屋 吉輝
幹 事	広島市立飯室小学校長	古谷 修一
	呉市立両城中学校長	工藤 孝之
	広島県立吉田高等学校長	木村 剛毅
	広島県教育委員会学びの变革推進部義務教育指導課指導主事	中嶋 謙太郎
	広島市教育委員会学校教育部指導第二課指導主事	伊木 勇介
	読売新聞社広島総局長	山崎 茂
監 査	毎日新聞社広島支局長	山田 泰蔵
	中国新聞社専務取締役	北村 浩司

事務局

事務局長	中国新聞社読者広報部 担当部長	伊藤 一亘
事務局員	中国新聞社読者広報部	河端 真由
事務局員	中国新聞NIEコーディネーター	芳川 真理

広島県新聞活用教育（N I E）推進協議会会則

（目的）

第1条 広島県新聞活用教育（N I E = Newspaper in Education ・ 教育に新聞を）推進協議会（以下「N I E 推進協議会」という）は、教育界と新聞界が協力し、新聞教材の開発と活用の研究、及び普及を通して生涯学習に必要な情報活用能力の育成を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 N I E 推進協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①N I E 実践・研究委嘱校、委嘱者を新聞協会へ推薦
- ②N I E 実践・研究委嘱校、委嘱者への実践研究補助
- ③N I E に関する研究会等の開催
- ④実践・研究の成果の紹介や普及
- ⑤N I E 実践・研究委嘱校とは別に広島県独自に助成。校数は別途協議し決定する。
- ⑥広島県 N I E 教育奨励賞を設け、実践者を支援
- ⑦その他、本会の目的達成上、必要と認めた事項

（構成員）

第3条1項 N I E 推進協議会は、次に掲げる者で構成する。

- ①学識経験者
- ②広島県教育委員会関係者
- ③広島市教育委員会関係者
- ④広島県連合小学校長会会長
- ⑤広島県公立中学校長会会長
- ⑥広島県私立中学・高等学校長協会会長
- ⑦広島県公立高等学校長協会代表
- ⑧研究委嘱校・委嘱者代表
- ⑨朝日、共同、産経、山陽、時事、日本経済、毎日、読売、日刊工業、中国の各新聞・通信社代表
- ⑩中国新聞社N I E 推進会議関係者

2項 会員の任期は1年とし再任を妨げない。

(役員)

第4条1項 N I E推進協議会は次の役員を置き、総会において会員の中から互選する。

- ①会 長 1名
- ②副会長 6名
- ③幹 事 6名
- ④監 査 2名

2項 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(任務)

第5条 役員任務は次の通りとする。

- ② 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - ②副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは副会長の1名が職務を代行する。
- ③ 幹事は会務を処理する。
- ④ 監査は会計を監査する。

(運営)

第6条1項 N I E推進協議会は、事業計画、その他本会の運営に関する重要な事項を決定するため、毎年1回定期総会を開くほか、次の場合に開催する。

- ①事業の実施状況の報告
- ②会長が特に必要と認めるとき。

2項 総会は会長が招集し、その議長となる。

3項 特定事項について検討審議するため、関係者を集め小委員会を聞くことができる。

(経費)

第7条 N I E推進協議会の運営に要する経費は、参加する新聞・通信社の拠出金、及び個人・団体等からの補助金、その他の収入を充てる。

(事務局)

第8条 N I E推進協議会の事務局は当分の間、中国新聞社N I E推進会議事務局に置く。

(事業年度)

第9条 N I E推進協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとする。

第10条 本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。本会則の定めのない事項は、協議会が会長の承諾を経て小委員会に諮り、これを行う。

(付則)

- 1、本会則は、平成6年7月14日から実施する。
ただし、NIE推進協議会の設立当初の事業年度は第9条の規定にかかわらず、
平成6年7月20日から、平成7年3月31日までとする。
- 2、平成15年4月3日、会則を改正、第2条（事業）の⑤、⑥を追加
- 3、平成16年4月8日、会則を改正、第2条の⑤を改定、第3条（構成員）1項の⑨を削除、第4条（役員）1項の②を改定
- 4、平成18年7月21日、会則を改正、第3条1項⑦を改正

以上